

水俣芦北圏域基幹相談支援センター
個人情報保護規程

（目的）

第1条

この規程は、センターが保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、利用者及び関係者の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、住所その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

（基本原則）

第3条

職員は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取得、利用及び管理しなければならない。

（取得）

第4条

個人情報の取得は、利用目的を明らかにしたうえで適法かつ公正な方法により行う。

（利用目的）

第5条

個人情報は次の目的に限り利用する。

- （1）相談支援業務
- （2）関係機関との連絡調整
- （3）協議会及び会議運営
- （4）行政への報告
- （5）その他事業運営上必要な業務

（第三者提供）

第6条

本人の同意なく第三者へ個人情報を提供しない。

ただし、法令に基づく場合又は災害時等を含めた生命・身体保護のため緊急性がある場合を除く。

(安全管理)

第7条

管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため必要な措置を講じる。

- (1) 書類の施錠管理
- (2) パソコンのパスワード管理
- (3) USB 等外部媒体の管理
- (4) アクセス権限の設定
- (5) 定期的な点検

(持出しの制限)

第8条

個人情報を事業所外へ持ち出す場合は管理責任者の承認を得るものとする。

(守秘義務)

第9条

職員は在職中及び退職後においても業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第10条

個人情報の漏えい等が発生した場合は速やかに管理責任者へ報告し、必要な対応及び再発防止策を講じる。

(研修)

第11条

センターは年1回以上、個人情報保護に関する研修を実施する。

附則

この規程は令和8年4月1日から施行する。